

# 平 3 0 年 3 月 第 1 回 市 議 会 定 例 会 議 案 等 概 要

## 1 日 程

- |             |               |
|-------------|---------------|
| (1) 招 集 告 示 | 2 月 2 3 日 (金) |
| (2) 開 会     | 3 月 6 日 (火)   |

## 2 提 出 案 件

- |                           |       |
|---------------------------|-------|
| (1) 報 告                   | 4 件   |
| 〔 1 専 決 処 分 〕             | 4 件   |
| (2) 議 案                   | 4 8 件 |
| 〔 1 条 例 〕                 | 2 2 件 |
| 〔 2 予 算 〕                 | 1 0 件 |
| 〔 3 市 道 の 認 定 等 〕         | 3 件   |
| 〔 4 訴 え の 提 起 〕           | 2 件   |
| 〔 5 補 正 予 算 (追 加 議 案) 〕   | 9 件   |
| 〔 6 人 事 (最 終 日 追 加 議 案) 〕 | 2 件   |

計 5 2 件

## 提出案件一覧

### 報告

#### 【専決処分 4件】

- 1 報告第 1号 専決処分の報告について（常磐線土浦・神立間65K978M付近横断水路新設工事の施工協定の一部を変更する協定の締結について）
- 2 報告第 2号 専決処分の報告について（和解について）
- 3 報告第 3号 専決処分の報告について（和解について）
- 4 報告第 4号 専決処分の報告について（和解について）

### 議案

#### 【条例 22件】

- 1 議案第 1号 土浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 2 議案第 2号 土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 3 議案第 3号 土浦市国民健康保険税条例の一部改正について
- 4 議案第 4号 土浦市手数料条例の一部改正について
- 5 議案第 5号 土浦市基金設置条例の一部改正について
- 6 議案第 6号 土浦市印鑑条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 7 議案第 7号 土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例等の一部改正について
- 8 議案第 8号 土浦市災害見舞金等支給条例の一部改正について
- 9 議案第 9号 土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 10 議案第10号 土浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 11 議案第11号 土浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 12 議案第12号 土浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 13 議案第13号 土浦市介護保険条例の一部改正について
- 14 議案第14号 土浦市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 15 議案第15号 土浦市国民健康保険条例の一部改正について
- 16 議案第16号 土浦市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について
- 17 議案第17号 土浦市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について
- 18 議案第18号 土浦市都市公園条例の一部改正について
- 19 議案第19号 土浦市生涯学習館条例の一部改正について
- 20 議案第20号 土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 21 議案第21号 土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

- 22 議案第22号 土浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

【予算 10件】

- 1 議案第23号 平成30年度土浦市一般会計予算
- 2 議案第24号 平成30年度土浦市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 3 議案第25号 平成30年度土浦市駐車場事業特別会計予算
- 4 議案第26号 平成30年度土浦市国民健康保険特別会計予算
- 5 議案第27号 平成30年度土浦市後期高齢者医療特別会計予算
- 6 議案第28号 平成30年度土浦市介護保険特別会計予算
- 7 議案第29号 平成30年度土浦市下水道事業特別会計予算
- 8 議案第30号 平成30年度土浦市農業集落排水事業特別会計予算
- 9 議案第31号 平成30年度土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計予算
- 10 議案第32号 平成30年度土浦市水道事業会計予算

【市道の認定等 3件】

- 1 議案第33号 市道の路線の認定について
- 2 議案第34号 市道の路線の変更について
- 3 議案第35号 市道の路線の廃止について

【訴えの提起 2件】

- 1 議案第36号 訴えの提起について
- 2 議案第37号 訴えの提起について

【補正予算 9件】（追加議案）

- 1 議案第38号 平成29年度土浦市一般会計補正予算（第6回）
- 2 議案第39号 平成29年度土浦市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1回）
- 3 議案第40号 平成29年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算（第2回）
- 4 議案第41号 平成29年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
- 5 議案第42号 平成29年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
- 6 議案第43号 平成29年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第3回）
- 7 議案第44号 平成29年度土浦市下水道事業特別会計補正予算（第3回）
- 8 議案第45号 平成29年度土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計補正予算（第3回）
- 9 議案第46号 平成29年度土浦市水道事業会計補正予算（第2回）

【人 事 2件】（最終日：追加議案）

- 1 議案第47号 土浦市教育委員会委員の任命の同意について
- 2 議案第48号 土浦市公平委員会委員の選任の同意について

# 平成30年第1回市議会定例会 報告

## 【専決処分 4件】

### 1 報告第 1号 専決処分の報告について

(常磐線土浦・神立間65K978M付近横断水路新設工事の施工協定の一部を変更する協定の締結について)

名 称	常磐線土浦・神立間 65K978M 付近横断水路新設工事
工 事 場 所	土浦市木田余地内
工 事 内 容	<p>【鉄道施設】 電力設備工事 軌道設備工事 信通設備工事 土木設備工事</p> <p>【都市施設】 立坑仮設撤去 函体 仮設工 計測工 軌道整備 水道橋付替立抗仮設撤去 水道橋付替仮設工</p> <p style="text-align: center;">⇒ 変更なし</p>
協 定 金 額	変更前 871,316,000 円 <b>変更後 870,964,053 円</b> (351,947 円の減)
協 定 の 相 手 方	茨城県水戸市三の丸1丁目4番47号 東日本旅客鉄道株式会社 執行役員水戸支社長 輿石 逸樹

※専決処分日：平成30年2月5日

### 2 報告第 2号 専決処分の報告について (和解について)

#### 公用車に係る物損事故の和解

事故発生年月日	平成29年8月11日(金) 午後0時00分頃
事故発生場所	土浦市中高津一丁目188番地先
相 手 方	つくば市 女性
原因・状況等	緊急走行中の公用車(ポンプ車)が、道路の左側に寄せ停車していた相手方車両を追い越す際に接触し、車両の一部を破損させた。
和 解 内 容	土浦市の損害賠償額 52,109 円 (相手方損害額 52,109 円×100%) その余の請求権の放棄
専 決 処 分 日	平成29年9月25日

### 3 報告第 3号 専決処分の報告について（和解について）

#### 道路管理瑕疵に係る物損事故の和解

事故発生年月日	平成 29 年 10 月 11 日(水) 午前 10 時 30 分頃
事故発生場所	土浦市粕毛 11 番地先
相手方	土浦市 女性
原因・状況等	相手方車両が市道を走行中、舗装の剥離に後輪が接触し、車両の一部を破損させた。
和解内容	土浦市の損害賠償額 3,188 円（相手方損害額 10,625 円×30%） その余の請求権の放棄
専決処分日	平成 29 年 11 月 14 日

### 4 報告第 4号 専決処分の報告について（和解について）

#### 公用車に係る物損事故の和解

事故発生年月日	平成 30 年 1 月 11 日(木) 午後 10 時 18 分頃
事故発生場所	土浦市中高津一丁目 1517 番地先
相手方	土浦市 女性
原因・状況等	公用車（救急車）が、傷病者を収容し、病院へ向かうため方向転換する際、停車中の相手方車両に接触し、車両の一部を破損させた
和解内容	土浦市の損害賠償額 191,975 円（相手方損害額 191,975 円×100%） その余の請求権の放棄
専決処分日	平成 30 年 2 月 2 日

# 平成30年第1回市議会定例会 議案

【条例 22件】

## 1 議案第 1号 土浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

改正の趣旨	年次休暇及び組合休暇の付与基準日を任用と統一するための改正等
改正の主な内容	<p>● 年次休暇及び組合休暇の付与基準日の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(現行) 1月1日 → (改正後) 4月1日</li> </ul> <p>※平成30年度に限り、平成31年1月1日から3月31日の前倒し分の付与について規定(平成30年4月1日に追加付与)</p> <p>年次休暇：年間20日 × 3/12 = 5日</p> <p>組合休暇：年間30日 × 3/12 = 7.5日 (7日4時間)</p> <p>The diagram shows a horizontal timeline with four vertical tick marks labeled H30.1.1, H30.4.1, H31.1.1, and H31.4.1. Below the timeline, there are four boxes: a solid box labeled '20日間付与' from H30.1.1 to H30.12.31, a solid box labeled '5日間追加付与' from H30.4.1 to H31.3.31, a dashed box labeled '付与なし' from H31.1.1 to H31.3.31, and a solid box labeled '20日間付与' from H31.4.1 onwards. Yellow callout boxes point to the '5日間追加付与' and '付与なし' periods, with labels 'H30.1.1~12.31分' and 'H31.1.1~3.31の前倒分' respectively.</p>
施行期日	平成30年4月1日

## 2 議案第 2号 土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正について

改正の趣旨	人事院勧告に基づき関係条例を一括改正																																																										
改正の主な内容	<p>● <b>土浦市職員の給与に関する条例の改正</b></p> <p>①平成 29 年 4 月 1 日から遡及適用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年 12 月の勤勉手当率を 0.1 月引上げ</li> <li>給料表の改定※平均改定率 0.2%</li> </ul> <table border="1" data-bbox="919 421 1430 472"> <thead> <tr> <th>(現 行)</th> <th>6 月期</th> <th>12 月期</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 29 年度 勤勉手当</td> <td>0.85 月</td> <td>0.85 月</td> <td>1.70 月</td> </tr> </tbody> </table> <p>②平成 30 年 4 月 1 日から施行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>6 月の勤勉手当率を 0.05 月引上げ</li> <li>12 月の勤勉手当率を 0.05 月引下げ</li> </ul> <table border="1" data-bbox="919 517 1430 591"> <thead> <tr> <th>(改正後)</th> <th>6 月期</th> <th>12 月期</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 29 年度 勤勉手当</td> <td>0.85 月</td> <td>0.95 月</td> <td>1.80 月</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度 勤勉手当</td> <td>0.90 月</td> <td>0.90 月</td> <td>1.80 月</td> </tr> </tbody> </table> <p>● <b>土浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正</b></p> <p>①平成 29 年 4 月 1 日から遡及適用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年 12 月の期末手当を 0.05 月引上げ</li> </ul> <p>②平成 30 年 4 月 1 日から支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>6 月の期末手当を 0.025 月引上げ</li> <li>12 月の期末手当を 0.025 月引下げ</li> </ul> <p>● <b>土浦市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の改正</b></p> <p>①平成 29 年 4 月 1 日から遡及適用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年 12 月の期末手当を 0.05 月引上げ</li> </ul> <p>②平成 30 年 4 月 1 日から支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>6 月の期末手当を 0.025 月引上げ</li> <li>12 月の期末手当を 0.025 月引下げ</li> </ul> <p>● <b>人事院勧告以外の改正</b></p> <p>②土浦市職員の給与に関する条例における職名等の見直し</p> <table border="1" data-bbox="387 1379 986 1854"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>現行の職名</th> <th>改正後の職名</th> </tr> <tr> <th>等級</th> <th colspan="2">職務の内容</th> <th>職務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">非管理職</td> <td>1 級</td> <td>主事</td> <td>主事</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>主幹</td> <td>主幹</td> </tr> <tr> <td>3 級</td> <td>係長</td> <td>主任</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">管理職</td> <td rowspan="2">4 級</td> <td>主査 主管係長以外</td> <td rowspan="2">主査(主管係長以外)</td> </tr> <tr> <td>主管係長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>課長補佐</td> <td>係長</td> </tr> <tr> <td>5 級</td> <td>副参事</td> <td>課長補佐</td> </tr> <tr> <td>6 級</td> <td>課長</td> <td>課長</td> </tr> <tr> <td>7 級</td> <td>参事</td> <td>参事</td> </tr> <tr> <td>8 級</td> <td>部長</td> <td>部長</td> </tr> </tbody> </table>	(現 行)	6 月期	12 月期	合計	平成 29 年度 勤勉手当	0.85 月	0.85 月	1.70 月	(改正後)	6 月期	12 月期	合計	平成 29 年度 勤勉手当	0.85 月	0.95 月	1.80 月	平成 30 年度 勤勉手当	0.90 月	0.90 月	1.80 月			現行の職名	改正後の職名	等級	職務の内容		職務の内容	非管理職	1 級	主事	主事	2 級	主幹	主幹	3 級	係長	主任	管理職	4 級	主査 主管係長以外	主査(主管係長以外)	主管係長		課長補佐	係長	5 級	副参事	課長補佐	6 級	課長	課長	7 級	参事	参事	8 級	部長	部長
(現 行)	6 月期	12 月期	合計																																																								
平成 29 年度 勤勉手当	0.85 月	0.85 月	1.70 月																																																								
(改正後)	6 月期	12 月期	合計																																																								
平成 29 年度 勤勉手当	0.85 月	0.95 月	1.80 月																																																								
平成 30 年度 勤勉手当	0.90 月	0.90 月	1.80 月																																																								
		現行の職名	改正後の職名																																																								
等級	職務の内容		職務の内容																																																								
非管理職	1 級	主事	主事																																																								
	2 級	主幹	主幹																																																								
	3 級	係長	主任																																																								
管理職	4 級	主査 主管係長以外	主査(主管係長以外)																																																								
		主管係長																																																									
		課長補佐	係長																																																								
	5 級	副参事	課長補佐																																																								
	6 級	課長	課長																																																								
	7 級	参事	参事																																																								
8 級	部長	部長																																																									
施行期日	①公布の日 ②平成 30 年 4 月 1 日																																																										

### 3 議案第 3号 土浦市国民健康保険税条例の一部改正について

改正の趣旨	国民健康保険税の税率及び低所得者軽減措置に係る軽減額の改正																																																																																																																																																						
改正の主な内容	<p>● 県への国民健康保険事業費納付金を支払うための保険税収入を確保するため、被保険者に急激な負担増とならないよう配慮した上での税率の改正</p> <table border="1" data-bbox="387 371 1169 1872"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>旧</th> <th>新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">基礎分</td> <td>所得割</td> <td>6.59%</td> <td>7.26%</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>20,500円</td> <td>22,800円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>24,900円</td> <td>28,300円</td> </tr> <tr> <td>(特定世帯)</td> <td>12,450円</td> <td>14,150円</td> </tr> <tr> <td>(特定継続世帯)</td> <td>18,675円</td> <td>21,225円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">支援分</td> <td>所得割</td> <td>2.68%</td> <td>2.36%</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>7,700円</td> <td>7,600円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>9,300円</td> <td>9,500円</td> </tr> <tr> <td>(特定世帯)</td> <td>4,650円</td> <td>4,750円</td> </tr> <tr> <td>(特定継続世帯)</td> <td>6,975円</td> <td>7,125円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">介護分</td> <td>所得割</td> <td>2.08%</td> <td>2.04%</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>9,000円</td> <td>9,100円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>6,300円</td> <td>6,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">7割軽減額</td> <td rowspan="4">基礎分</td> <td>均等割</td> <td>14,350円</td> <td>15,960円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>17,430円</td> <td>19,810円</td> </tr> <tr> <td>(特定世帯)</td> <td>8,715円</td> <td>9,905円</td> </tr> <tr> <td>(特定継続世帯)</td> <td>13,073円</td> <td>14,858円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">支援分</td> <td>均等割</td> <td>5,390円</td> <td>5,320円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>6,510円</td> <td>6,650円</td> </tr> <tr> <td>(特定世帯)</td> <td>3,255円</td> <td>3,325円</td> </tr> <tr> <td>(特定継続世帯)</td> <td>4,883円</td> <td>4,988円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">介護分</td> <td>均等割</td> <td>6,300円</td> <td>6,370円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>4,410円</td> <td>4,480円</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">5割軽減額</td> <td rowspan="4">基礎分</td> <td>均等割</td> <td>10,250円</td> <td>11,400円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>12,450円</td> <td>14,150円</td> </tr> <tr> <td>(特定世帯)</td> <td>6,225円</td> <td>7,075円</td> </tr> <tr> <td>(特定継続世帯)</td> <td>9,338円</td> <td>10,613円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">支援分</td> <td>均等割</td> <td>3,850円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>4,650円</td> <td>4,750円</td> </tr> <tr> <td>(特定世帯)</td> <td>2,325円</td> <td>2,375円</td> </tr> <tr> <td>(特定継続世帯)</td> <td>3,488円</td> <td>3,563円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">介護分</td> <td>均等割</td> <td>4,500円</td> <td>4,550円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>3,150円</td> <td>3,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">2割軽減額</td> <td rowspan="4">基礎分</td> <td>均等割</td> <td>4,100円</td> <td>4,560円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>4,980円</td> <td>5,660円</td> </tr> <tr> <td>(特定世帯)</td> <td>2,490円</td> <td>2,830円</td> </tr> <tr> <td>(特定継続世帯)</td> <td>3,735円</td> <td>4,245円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">支援分</td> <td>均等割</td> <td>1,540円</td> <td>1,520円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>1,860円</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td>(特定世帯)</td> <td>930円</td> <td>950円</td> </tr> <tr> <td>(特定継続世帯)</td> <td>1,395円</td> <td>1,425円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">介護分</td> <td>均等割</td> <td>1,800円</td> <td>1,820円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>1,260円</td> <td>1,280円</td> </tr> </tbody> </table>			項目		旧	新	基礎分	所得割	6.59%	7.26%	均等割	20,500円	22,800円	平等割	24,900円	28,300円	(特定世帯)	12,450円	14,150円	(特定継続世帯)	18,675円	21,225円	支援分	所得割	2.68%	2.36%	均等割	7,700円	7,600円	平等割	9,300円	9,500円	(特定世帯)	4,650円	4,750円	(特定継続世帯)	6,975円	7,125円	介護分	所得割	2.08%	2.04%	均等割	9,000円	9,100円	平等割	6,300円	6,400円	7割軽減額	基礎分	均等割	14,350円	15,960円	平等割	17,430円	19,810円	(特定世帯)	8,715円	9,905円	(特定継続世帯)	13,073円	14,858円	支援分	均等割	5,390円	5,320円	平等割	6,510円	6,650円	(特定世帯)	3,255円	3,325円	(特定継続世帯)	4,883円	4,988円	介護分	均等割	6,300円	6,370円	平等割	4,410円	4,480円	5割軽減額	基礎分	均等割	10,250円	11,400円	平等割	12,450円	14,150円	(特定世帯)	6,225円	7,075円	(特定継続世帯)	9,338円	10,613円	支援分	均等割	3,850円	3,800円	平等割	4,650円	4,750円	(特定世帯)	2,325円	2,375円	(特定継続世帯)	3,488円	3,563円	介護分	均等割	4,500円	4,550円	平等割	3,150円	3,200円	2割軽減額	基礎分	均等割	4,100円	4,560円	平等割	4,980円	5,660円	(特定世帯)	2,490円	2,830円	(特定継続世帯)	3,735円	4,245円	支援分	均等割	1,540円	1,520円	平等割	1,860円	1,900円	(特定世帯)	930円	950円	(特定継続世帯)	1,395円	1,425円	介護分	均等割	1,800円	1,820円	平等割	1,260円	1,280円
項目		旧	新																																																																																																																																																				
基礎分	所得割	6.59%	7.26%																																																																																																																																																				
	均等割	20,500円	22,800円																																																																																																																																																				
	平等割	24,900円	28,300円																																																																																																																																																				
	(特定世帯)	12,450円	14,150円																																																																																																																																																				
	(特定継続世帯)	18,675円	21,225円																																																																																																																																																				
支援分	所得割	2.68%	2.36%																																																																																																																																																				
	均等割	7,700円	7,600円																																																																																																																																																				
	平等割	9,300円	9,500円																																																																																																																																																				
	(特定世帯)	4,650円	4,750円																																																																																																																																																				
	(特定継続世帯)	6,975円	7,125円																																																																																																																																																				
介護分	所得割	2.08%	2.04%																																																																																																																																																				
	均等割	9,000円	9,100円																																																																																																																																																				
	平等割	6,300円	6,400円																																																																																																																																																				
7割軽減額	基礎分	均等割	14,350円	15,960円																																																																																																																																																			
		平等割	17,430円	19,810円																																																																																																																																																			
		(特定世帯)	8,715円	9,905円																																																																																																																																																			
		(特定継続世帯)	13,073円	14,858円																																																																																																																																																			
	支援分	均等割	5,390円	5,320円																																																																																																																																																			
		平等割	6,510円	6,650円																																																																																																																																																			
		(特定世帯)	3,255円	3,325円																																																																																																																																																			
		(特定継続世帯)	4,883円	4,988円																																																																																																																																																			
	介護分	均等割	6,300円	6,370円																																																																																																																																																			
平等割		4,410円	4,480円																																																																																																																																																				
5割軽減額	基礎分	均等割	10,250円	11,400円																																																																																																																																																			
		平等割	12,450円	14,150円																																																																																																																																																			
		(特定世帯)	6,225円	7,075円																																																																																																																																																			
		(特定継続世帯)	9,338円	10,613円																																																																																																																																																			
	支援分	均等割	3,850円	3,800円																																																																																																																																																			
		平等割	4,650円	4,750円																																																																																																																																																			
		(特定世帯)	2,325円	2,375円																																																																																																																																																			
		(特定継続世帯)	3,488円	3,563円																																																																																																																																																			
	介護分	均等割	4,500円	4,550円																																																																																																																																																			
平等割		3,150円	3,200円																																																																																																																																																				
2割軽減額	基礎分	均等割	4,100円	4,560円																																																																																																																																																			
		平等割	4,980円	5,660円																																																																																																																																																			
		(特定世帯)	2,490円	2,830円																																																																																																																																																			
		(特定継続世帯)	3,735円	4,245円																																																																																																																																																			
	支援分	均等割	1,540円	1,520円																																																																																																																																																			
		平等割	1,860円	1,900円																																																																																																																																																			
		(特定世帯)	930円	950円																																																																																																																																																			
		(特定継続世帯)	1,395円	1,425円																																																																																																																																																			
	介護分	均等割	1,800円	1,820円																																																																																																																																																			
平等割		1,260円	1,280円																																																																																																																																																				
施行期日	平成30年4月1日施行																																																																																																																																																						



#### 4 議案第 4号 土浦市手数料条例の一部改正について

改正の趣旨	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う改正
改正の主な内容	<p>● <b>人件費単価又は物価水準の変動、及び内容の変化に伴う改正</b></p> <p>○消防法 危険物施設の許可等に係る手数料の改正</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>○条例別表第9 危険物関係消防手数料の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査にかかる設置許可申請手数料 20 項目</li> <li>・製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査前検査にかかる検査手数料 19 項目</li> <li>・特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査 11 項目</li> </ul>
施行期日	平成 30 年 4 月 1 日施行

#### 5 議案第 5号 土浦市基金設置条例の一部改正について

改正の趣旨	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正
改正の主な内容	<p>● <b>改正国民健康保険法が平成 30 年 4 月 1 日に施行され、都道府県が財政運営の責任主体となることに伴う土浦市国民健康保険財政調整基金の処分要件の改正</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費の不足に関して定める処分要件の削除 医療給付費の増加のリスクを市町村が負う必要がなくなるため。</li> <li>・保健施設事業の経費に充てる処分要件の削除 本市は、国保特別会計で行う保健施設事業を有しないため。</li> </ul>
施行期日	平成 30 年 4 月 1 日

#### 6 議案第 6号 土浦市印鑑条例の一部を改正する条例の一部改正について

改正の趣旨	窓口で個人番号カードを提示することで印鑑登録証明書を取得できるための規定の追加
改正の主な内容	<p>● <b>印鑑登録証に加え、個人番号カードによる交付申請の追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カードによる交付申請に関する条項の追加（16 条 2 項、17 条）</li> </ul>
施行期日	公布の日

## 7 議案第 7号 土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例等の一部改正について

改正の趣旨	受益者適正負担の原則に基づいたごみ処理手数料の改正
改正の主な内容	<p>● <b>ごみ処理原価に基づく見直し（処理施設に搬入するとき。）</b></p> <p>○平成 18 年度から平成 27 年度までの対象経費をごみ処理量で割り返し算出 ごみ処理原価：13,936,694,527 円÷534,184t≒260 円/10kg</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭系ごみ：受容の度合い，ごみ処理有料化との均衡を考慮する。 現行 110 円/10kg → 改正後 130 円/10kg （20 円増）</li> <li>・事業系ごみ等：ごみ処理原価相当額 現行 205 円/10kg → 改正後 260 円/10kg （55 円増）</li> </ul> <p>※未施行の改正条例の一部改正を含む。</p>
施行期日	平成 30 年 10 月 1 日（改正条例の一部改正は公布の日）

## 8 議案第 8号 土浦市災害見舞金等支給条例の一部改正について

改正の趣旨	他の被災者支援金等との重複支給を避けるための改正
改正の主な内容	<p>● <b>見舞金等を受給した者が次のいずれかを受給した場合の返還義務の追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者生活再建支援金（国）</li> <li>・土浦市災害弔慰金</li> <li>・土浦市被災者生活再建支援金※（被災者生活再建支援金の上乗せ支援）</li> </ul> <p>※土浦市被災者生活再建支援金 茨城県被災者生活再建支援補助事業は市町村を対象とする補助事業であるため、被災者への支援金支給には市町村の支給要項が必要となることから、土浦市被災者生活再建支援金支給要項（平成 30 年 4 月 1 日施行）を制定予定</p>
施行期日	平成 30 年 4 月 1 日

## 9 議案第 9号 土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

改正の趣旨	就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴う改正
改正の主な内容	<p>● <b>条例第 15 条第 1 項第 2 号で引用する内閣府令の条文の改正</b></p> <p>就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正により，条例で引用する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（内閣府令）の条文の繰下げがあったための改正 「同条第 9 条」→「同条第 11 条」</p>
施行期日	平成 30 年 4 月 1 日

10 議案第10号 土浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

改正の趣旨	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（省令）の改正に伴う改正																		
改正の主な内容	<p>● <b>地域包括ケア強化法第1条における介護保険法の改正に伴い省令が改正されたことから、条例を同様の内容で改正</b></p> <p>○改正の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療と介護の複合的ニーズに対応する介護医療院の創設</li> <li>・医療と介護の連携の強化</li> <li>・各種サービスの供給量の増大</li> <li>・自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現</li> <li>・地域共生社会の実現に向けた取組の推進</li> <li>・多様な人材の確保と生産性の向上</li> <li>・制度の安定性・持続可能性の確保</li> </ul> <table border="1" data-bbox="395 781 1410 1173"> <thead> <tr> <th data-bbox="395 781 748 817">サービスの種類</th> <th data-bbox="748 781 1410 817">改正内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="395 817 748 853">定期巡回・随時対応型訪問介護看護</td> <td data-bbox="748 817 1410 853">・オペレーターに係る基準の見直し 等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 853 748 889">夜間対応型訪問介護</td> <td data-bbox="748 853 1410 889">・オペレーターに係る基準の見直し 等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 889 748 949">地域密着型通所介護</td> <td data-bbox="748 889 1410 949">・共生型地域密着型通所介護の指定の基準の新設 ・療養通所介護の定員数の見直し</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 949 748 985">認知症対応型通所介護</td> <td data-bbox="748 949 1410 985">・共用型認知症対応型通所介護の利用定員の見直し</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 985 748 1046">看護小規模多機能型居宅介護</td> <td data-bbox="748 985 1410 1046">・指定に関する基準の緩和 ・サテライト型事業所の基準の創設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1046 748 1081">地域密着型特定施設入居者生活介護</td> <td data-bbox="748 1046 1410 1081">・身体的拘束等の適正化のための基準の追加</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1081 748 1117">認知症対応型共同生活介護</td> <td data-bbox="748 1081 1410 1117">・身体的拘束等の適正化のための基準の追加</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1117 748 1173">地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</td> <td data-bbox="748 1117 1410 1173">・入所者の医療ニーズへの対応方針策定の義務規定の新設</td> </tr> </tbody> </table>	サービスの種類	改正内容	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	・オペレーターに係る基準の見直し 等	夜間対応型訪問介護	・オペレーターに係る基準の見直し 等	地域密着型通所介護	・共生型地域密着型通所介護の指定の基準の新設 ・療養通所介護の定員数の見直し	認知症対応型通所介護	・共用型認知症対応型通所介護の利用定員の見直し	看護小規模多機能型居宅介護	・指定に関する基準の緩和 ・サテライト型事業所の基準の創設	地域密着型特定施設入居者生活介護	・身体的拘束等の適正化のための基準の追加	認知症対応型共同生活介護	・身体的拘束等の適正化のための基準の追加	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	・入所者の医療ニーズへの対応方針策定の義務規定の新設
サービスの種類	改正内容																		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	・オペレーターに係る基準の見直し 等																		
夜間対応型訪問介護	・オペレーターに係る基準の見直し 等																		
地域密着型通所介護	・共生型地域密着型通所介護の指定の基準の新設 ・療養通所介護の定員数の見直し																		
認知症対応型通所介護	・共用型認知症対応型通所介護の利用定員の見直し																		
看護小規模多機能型居宅介護	・指定に関する基準の緩和 ・サテライト型事業所の基準の創設																		
地域密着型特定施設入居者生活介護	・身体的拘束等の適正化のための基準の追加																		
認知症対応型共同生活介護	・身体的拘束等の適正化のための基準の追加																		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	・入所者の医療ニーズへの対応方針策定の義務規定の新設																		
施行期日	平成30年4月1日																		

**11 議案第 1 1 号 土浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について**

改正の趣旨	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（省令）の改正に伴う改正						
改正の主な内容	<p>● <b>地域包括ケア強化法第 1 条における介護保険法の改正に伴い省令が改正されたことから，条例を同様の内容で改正</b></p> <p>○改正の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療と介護の複合的ニーズに対応する介護医療院の創設</li> <li>・医療と介護の連携の強化</li> <li>・各種サービスの供給量の増大</li> <li>・自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #d9ead3;">サービスの種類</th> <th style="background-color: #d9ead3;">改正内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知症対応型通所介護</td> <td>・共用型認知症対応型通所介護の利用定員の見直し</td> </tr> <tr> <td>認知症対応型共同生活介護</td> <td>・身体的拘束等の適正化のための基準の追加</td> </tr> </tbody> </table>	サービスの種類	改正内容	認知症対応型通所介護	・共用型認知症対応型通所介護の利用定員の見直し	認知症対応型共同生活介護	・身体的拘束等の適正化のための基準の追加
サービスの種類	改正内容						
認知症対応型通所介護	・共用型認知症対応型通所介護の利用定員の見直し						
認知症対応型共同生活介護	・身体的拘束等の適正化のための基準の追加						
施行期日	平成 30 年 4 月 1 日						

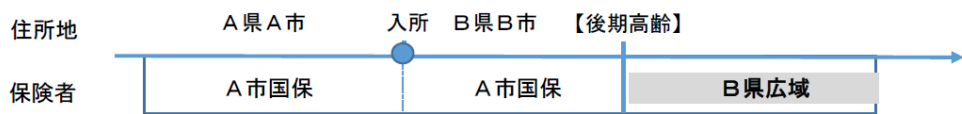
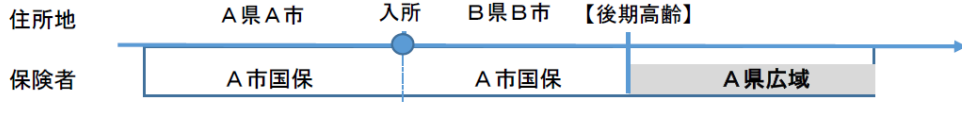
**12 議案第 1 2 号 土浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について**

改正の趣旨	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（省令）の改正に伴う改正				
改正の主な内容	<p>● <b>地域包括ケア強化法第 1 条における介護保険法の改正に伴い省令が改正されたことから，条例を同様の内容で改正</b></p> <p>○改正の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療と介護の連携の強化</li> <li>・公正中立，質の高いケアマネジメントの推進</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #d9ead3;">サービスの種類</th> <th style="background-color: #d9ead3;">改正内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居宅介護支援</td> <td>・医療と介護の連携の強化 ・障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携の努力規定 等</td> </tr> </tbody> </table>	サービスの種類	改正内容	居宅介護支援	・医療と介護の連携の強化 ・障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携の努力規定 等
サービスの種類	改正内容				
居宅介護支援	・医療と介護の連携の強化 ・障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携の努力規定 等				
施行期日	平成 30 年 4 月 1 日				

### 13 議案第13号 土浦市介護保険条例の一部改正について

改正の趣旨	3年を1期とする「介護保険事業計画(第7次)」に基づき、平成30年から平成32年までの保険料額についての改正																																																																											
改正の主な内容	<p>○平成30年度から平成32年度までの保険料年額は以下のとおりとする</p> <p><b>基準額</b></p> <p>改正前 60,000円(月5,000円/月) → <b>改正後 67,200円(月5,600円/月)</b></p> <p>○段階別保険料表</p> <table border="1" data-bbox="395 611 1385 1440"> <thead> <tr> <th rowspan="2">段階</th> <th rowspan="2">対象者</th> <th colspan="3">算出方法</th> <th rowspan="2">保険料</th> </tr> <tr> <th>基準額</th> <th>×</th> <th>割合 =</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税対象となる年金収入額の合計が80万円以下又は、老齢福祉年金受給者、生活保護を受けている方</td> <td>67,200</td> <td>×</td> <td>0.4 =</td> <td>26,800</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税対象となる年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方</td> <td>67,200</td> <td>×</td> <td>0.75 =</td> <td>50,400</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>世帯全員が市民税非課税で、本人の市民税が非課税で、前年の合計所得金額と課税対象となる年金収入額の合計が120万円超の方</td> <td>67,200</td> <td>×</td> <td>0.75 =</td> <td>50,400</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>同じ世帯に市民税課税者がいるが、本人の市民税が非課税で、前年の合計所得金額と課税対象となる年金収入額の合計が80万円以下の方</td> <td>67,200</td> <td>×</td> <td>0.9 =</td> <td>60,400</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>同じ世帯に市民税課税者がいるが、本人の市民税が非課税で、第4段階以外の方</td> <td>67,200</td> <td></td> <td>基準</td> <td>67,200</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>市民税課税(合計所得120万円未満)の方</td> <td>67,200</td> <td>×</td> <td>1.15 =</td> <td>77,200</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>市民税課税(合計所得120万円以上200万円未満)の方</td> <td>67,200</td> <td>×</td> <td>1.25 =</td> <td>84,000</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>市民税課税(合計所得200万円以上300万円未満)の方</td> <td>67,200</td> <td>×</td> <td>1.5 =</td> <td>100,800</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>市民税課税(合計所得300万円以上400万円未満)の方</td> <td>67,200</td> <td>×</td> <td>1.6 =</td> <td>107,500</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>市民税課税(合計所得400万円以上500万円未満)の方</td> <td>67,200</td> <td>×</td> <td>1.7 =</td> <td>114,200</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>市民税課税(合計所得500万円以上)の方</td> <td>67,200</td> <td>×</td> <td>1.8 =</td> <td>120,900</td> </tr> </tbody> </table>	段階	対象者	算出方法			保険料	基準額	×	割合 =	1	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税対象となる年金収入額の合計が80万円以下又は、老齢福祉年金受給者、生活保護を受けている方	67,200	×	0.4 =	26,800	2	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税対象となる年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	67,200	×	0.75 =	50,400	3	世帯全員が市民税非課税で、本人の市民税が非課税で、前年の合計所得金額と課税対象となる年金収入額の合計が120万円超の方	67,200	×	0.75 =	50,400	4	同じ世帯に市民税課税者がいるが、本人の市民税が非課税で、前年の合計所得金額と課税対象となる年金収入額の合計が80万円以下の方	67,200	×	0.9 =	60,400	5	同じ世帯に市民税課税者がいるが、本人の市民税が非課税で、第4段階以外の方	67,200		基準	67,200	6	市民税課税(合計所得120万円未満)の方	67,200	×	1.15 =	77,200	7	市民税課税(合計所得120万円以上200万円未満)の方	67,200	×	1.25 =	84,000	8	市民税課税(合計所得200万円以上300万円未満)の方	67,200	×	1.5 =	100,800	9	市民税課税(合計所得300万円以上400万円未満)の方	67,200	×	1.6 =	107,500	10	市民税課税(合計所得400万円以上500万円未満)の方	67,200	×	1.7 =	114,200	11	市民税課税(合計所得500万円以上)の方	67,200	×	1.8 =	120,900
段階	対象者			算出方法				保険料																																																																				
		基準額	×	割合 =																																																																								
1	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税対象となる年金収入額の合計が80万円以下又は、老齢福祉年金受給者、生活保護を受けている方	67,200	×	0.4 =	26,800																																																																							
2	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税対象となる年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	67,200	×	0.75 =	50,400																																																																							
3	世帯全員が市民税非課税で、本人の市民税が非課税で、前年の合計所得金額と課税対象となる年金収入額の合計が120万円超の方	67,200	×	0.75 =	50,400																																																																							
4	同じ世帯に市民税課税者がいるが、本人の市民税が非課税で、前年の合計所得金額と課税対象となる年金収入額の合計が80万円以下の方	67,200	×	0.9 =	60,400																																																																							
5	同じ世帯に市民税課税者がいるが、本人の市民税が非課税で、第4段階以外の方	67,200		基準	67,200																																																																							
6	市民税課税(合計所得120万円未満)の方	67,200	×	1.15 =	77,200																																																																							
7	市民税課税(合計所得120万円以上200万円未満)の方	67,200	×	1.25 =	84,000																																																																							
8	市民税課税(合計所得200万円以上300万円未満)の方	67,200	×	1.5 =	100,800																																																																							
9	市民税課税(合計所得300万円以上400万円未満)の方	67,200	×	1.6 =	107,500																																																																							
10	市民税課税(合計所得400万円以上500万円未満)の方	67,200	×	1.7 =	114,200																																																																							
11	市民税課税(合計所得500万円以上)の方	67,200	×	1.8 =	120,900																																																																							
施行期日	平成30年4月1日																																																																											

## 14 議案第14号 土浦市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

改正の趣旨	高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴う改正
改正の主な内容	<p>● <b>国民健康保険の住所地特例者が後期高齢者医療制度の被保険者となる場合の適用に関する改正</b></p> <p>○国民健康保険の住所地特例者が75歳到達等により後期高齢者医療制度に加入する場合の適用の変更</p> <p>(現行) 住所地特例とならず、現住所地の広域連合が保険者となる。</p> <p>(改正後) 入所等が継続する間、前の住所地の広域連合が保険者となる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>施設入所により「A県A市」から「B県B市」に住所が移った場合</b></p> <p><b>【現行】施設所在地（B県B市）のB県後期高齢者医療広域連合の被保険者になる。</b></p>  <p><b>【改正後】前住所地（A県A市）のA県後期高齢者医療広域連合の被保険者になる。</b></p>  </div> <p>※国民健康保険の住所地特例</p> <p>施設入所等により住所が移った者について、施設所在地で適用を受けることとした場合、施設所在地の自治体が保険者となり、その財政負担が過大となり得ることから、転入者を入所前の住所地で被保険者とする制度</p>
施行期日	平成30年4月1日

## 15 議案第15号 土浦市国民健康保険条例の一部改正について

改正の趣旨	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正
改正の主な内容	<p>● <b>都道府県及び市町村の責務に応じた改正</b></p> <p>・平成30年4月1日に施行される改正国民健康保険法において、都道府県と市町村がともに国民健康保険を行うと定められたことによる改正</p> <p>第1条 (現行) 市が行う国民健康保険 (改正後) 市が行う国民健康保険の事務</p> <p>第2条 (現行) 国民健康保険運営協議会 (改正後) 土浦市国民健康保険運営協議会</p>
施行期日	平成30年4月1日

16 議案第16号 土浦市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

改正の趣旨	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の改正に伴う改正
改正の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>根拠法令の名称及び用語の改正等に伴う条例名の変更及び文言の整理</b></li> <li>・ 法令名称  (現 行) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律  (改正後) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律</li> <li>・ 用語  (現 行) 同意企業立地重点促進区域  (改正後) 工場立地特例対象区域</li> <li>・ 引用条項  (現 行) 第10条  (改正後) 第9条</li> </ul>
施行期日	平成30年4月1日

17 議案第17号 土浦市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について

改正の趣旨	仲の杜地区地区計画の都市計画決定及び田村・沖宿地区地区計画の都市計画変更に伴う改正
改正の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>地区整備計画区域に仲の杜地区地区計画を追加する改正</b></li> <li>・ 地区整備計画区域  別表第1に名称及び区域を追加</li> <li>・ 建築物等の制限に関する事項  別表第2に計画地区及び制限を追加</li> <li>● <b>建築基準法の改正に伴う文言の整理</b></li> <li>・ 建築基準法の改正に伴う別表第2の引用条項の整理</li> </ul>
施行期日	平成30年4月1日

## 18 議案第18号 土浦市都市公園条例の一部改正について


条例の趣旨	都市公園法施行令の改正に伴う改正
条例の主な内容	<p>● <b>運動施設に関する制限について条例で定めることとされたことによる改正</b></p> <p>・ひとつの都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合の参酌基準化</p> <p style="padding-left: 40px;">政令による制限割合：50/100</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">当該割合を参酌基準として条例で定める</p> 条例に制限の追加：50/100
施行期日	平成30年4月1日

## 19 議案第19号 土浦市生涯学習館条例の一部改正について

条例の趣旨	研修室の追加に伴う改正																																																																								
条例の主な内容	<p>● <b>旧図書館の閲覧室等を研修室として整備することによる追加</b></p> <p>・別表に研修室6～10を追加する</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>9時～13時</th> <th>13時～17時</th> <th>17時～22時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>研修室1</td><td>1,020円</td><td>1,020円</td><td>1,330円</td></tr> <tr><td>研修室2</td><td>1,440円</td><td>1,440円</td><td>1,850円</td></tr> <tr><td>研修室3</td><td>610円</td><td>610円</td><td>720円</td></tr> <tr><td>研修室4</td><td>510円</td><td>510円</td><td>610円</td></tr> <tr><td>研修室5</td><td>300円</td><td>300円</td><td>410円</td></tr> <tr><td><b>研修室6</b></td><td><b>1,770円</b></td><td><b>1,770円</b></td><td><b>2,210円</b></td></tr> <tr><td>研修室7</td><td>360円</td><td>360円</td><td>460円</td></tr> <tr><td>研修室8</td><td>780円</td><td>780円</td><td>980円</td></tr> <tr><td>研修室9</td><td>880円</td><td>880円</td><td>1,100円</td></tr> <tr><td>研修室10</td><td>1,670円</td><td>1,670円</td><td>2,090円</td></tr> <tr><td>和室1</td><td>300円</td><td>300円</td><td>410円</td></tr> <tr><td>和室2</td><td>200円</td><td>200円</td><td>300円</td></tr> <tr><td>和室3</td><td>200円</td><td>200円</td><td>300円</td></tr> <tr><td>視聴覚室</td><td>1,440円</td><td>1,440円</td><td>1,740円</td></tr> <tr><td>工作室</td><td>300円</td><td>300円</td><td>410円</td></tr> <tr><td>会議室</td><td>300円</td><td>300円</td><td>410円</td></tr> <tr><td>応接室</td><td>410円</td><td>410円</td><td>510円</td></tr> </tbody> </table>		9時～13時	13時～17時	17時～22時	研修室1	1,020円	1,020円	1,330円	研修室2	1,440円	1,440円	1,850円	研修室3	610円	610円	720円	研修室4	510円	510円	610円	研修室5	300円	300円	410円	<b>研修室6</b>	<b>1,770円</b>	<b>1,770円</b>	<b>2,210円</b>	研修室7	360円	360円	460円	研修室8	780円	780円	980円	研修室9	880円	880円	1,100円	研修室10	1,670円	1,670円	2,090円	和室1	300円	300円	410円	和室2	200円	200円	300円	和室3	200円	200円	300円	視聴覚室	1,440円	1,440円	1,740円	工作室	300円	300円	410円	会議室	300円	300円	410円	応接室	410円	410円	510円
	9時～13時	13時～17時	17時～22時																																																																						
研修室1	1,020円	1,020円	1,330円																																																																						
研修室2	1,440円	1,440円	1,850円																																																																						
研修室3	610円	610円	720円																																																																						
研修室4	510円	510円	610円																																																																						
研修室5	300円	300円	410円																																																																						
<b>研修室6</b>	<b>1,770円</b>	<b>1,770円</b>	<b>2,210円</b>																																																																						
研修室7	360円	360円	460円																																																																						
研修室8	780円	780円	980円																																																																						
研修室9	880円	880円	1,100円																																																																						
研修室10	1,670円	1,670円	2,090円																																																																						
和室1	300円	300円	410円																																																																						
和室2	200円	200円	300円																																																																						
和室3	200円	200円	300円																																																																						
視聴覚室	1,440円	1,440円	1,740円																																																																						
工作室	300円	300円	410円																																																																						
会議室	300円	300円	410円																																																																						
応接室	410円	410円	510円																																																																						
施行期日	平成30年4月1日																																																																								



20 議案第20号 土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正について

条例の趣旨	藤沢小学校，斗利出小学校，山ノ荘小学校が新治学園義務教育学校に統合されることに伴う改正																							
条例の主な内容	<p>● 3 小学校の放課後児童クラブを削除し，新治学園義務教育学校の放課後児童クラブを追加</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>藤沢小学校第1児童クラブ</td> <td rowspan="2">土浦市藤沢3057番地</td> <td>38人</td> </tr> <tr> <td>藤沢小学校第2児童クラブ</td> <td>48人</td> </tr> <tr> <td>斗利出小学校児童クラブ</td> <td>土浦市高岡1367番地</td> <td>45人</td> </tr> <tr> <td>山ノ荘小学校児童クラブ</td> <td>土浦市本郷301番地</td> <td>50人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>新治学園義務教育学校第1児童クラブ</td> <td rowspan="4">土浦市藤沢913番地</td> <td>32人</td> </tr> <tr> <td>新治学園義務教育学校第2児童クラブ</td> <td>32人</td> </tr> <tr> <td>新治学園義務教育学校第3児童クラブ</td> <td>32人</td> </tr> <tr> <td>新治学園義務教育学校第4児童クラブ</td> <td>32人</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	定員	藤沢小学校第1児童クラブ	土浦市藤沢3057番地	38人	藤沢小学校第2児童クラブ	48人	斗利出小学校児童クラブ	土浦市高岡1367番地	45人	山ノ荘小学校児童クラブ	土浦市本郷301番地	50人	新治学園義務教育学校第1児童クラブ	土浦市藤沢913番地	32人	新治学園義務教育学校第2児童クラブ	32人	新治学園義務教育学校第3児童クラブ	32人	新治学園義務教育学校第4児童クラブ	32人
名称	位置	定員																						
藤沢小学校第1児童クラブ	土浦市藤沢3057番地	38人																						
藤沢小学校第2児童クラブ		48人																						
斗利出小学校児童クラブ	土浦市高岡1367番地	45人																						
山ノ荘小学校児童クラブ	土浦市本郷301番地	50人																						
新治学園義務教育学校第1児童クラブ	土浦市藤沢913番地	32人																						
新治学園義務教育学校第2児童クラブ		32人																						
新治学園義務教育学校第3児童クラブ		32人																						
新治学園義務教育学校第4児童クラブ		32人																						
施行期日	平成30年4月1日																							

21 議案第21号 土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

条例の趣旨	非常勤消防団員等の損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴う改正
条例の主な内容	<p>● 公務災害補償における補償基礎額の扶養親族加算額を改正</p> <p>一般職の職員の給与に関する法律（給与法）の改正（平成28年11月）</p> <p>○平成29年度以降，扶養手当の支給額を段階的に変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者：13,000円→10,000円→6,500円</li> <li>・子：6,500円→8,000円→10,000円</li> </ul> <p>⇒非常勤消防団員等の損害補償の基準を定める政令（基準政令）の改正</p> <p>○給与法の扶養手当支給額・支給対象をもとにしている、損害補償の算定の基礎となる額（補償基礎額）の加算額及び加算の対象を改定</p> <p>⇒<u>土浦市消防団員等公務災害補償条例の改正</u></p> <p>○基準政令に準拠しているため同様の改正</p>
施行期日	平成30年4月1日

22 議案第22号 土浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

<p>条例の趣旨</p>	<p>介護保険法の改正に伴い、県が定めていた指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を市町村が実施することとされたことによる制定</p>
<p>条例の主な内容</p>	<p>● <b>国の基準に沿った条例の制定</b></p> <p>○居宅介護支援等の事業に関する次の事項について規定</p> <p>・指定に関すること      ・人員に関する基準      ・運営に関する基準</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>居宅介護支援とは…</p> <p>在宅の要介護者が、介護サービス等を適切に利用できるよう居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、居宅サービス計画に基づく介護サービス等の提供が確保されるよう介護サービス事業者等への紹介、連絡、調整その他の便宜の提供を行う事業</p> </div> <p>&lt;条例の構成&gt;</p> <p>第1章 総則  第1条～第4条（略）</p> <p>第2章 人員に関する基準  第5条 介護支援専門員の員数  第6条 管理者</p> <p>第3章 運営に関する基準  第7条～第8条（略）</p> <p>第9条 サービス提供困難時の対応  第10条 受給資格等の確認  第11条 要介護認定の申請に係る援助  第12条 身分を証する書類の携行  第13条 利用料等の受領  第14条 保険給付の請求のための証明書の交付  第15条 指定居宅介護支援の基本取扱方針  第16条 指定居宅介護支援の具体的基本取扱方針  第17条 法定代理受領サービスに係る報告  第18条 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付  第19条 利用者に関する市町村への通知  第20条 管理者の責務  第21条 運営規程  第22条 勤務体制の確保  第23条 設備及び備品等  第24条 従業者の健康管理  第25条～第28条（略）  第29条 苦情処理  第30条 事故発生時の対応  第31条～第32条（略）</p> <p>第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準  第33条 準用</p>
<p>施行期日</p>	<p>平成30年4月1日（第16条第20号*は平成30年10月1日）</p> <p>*第16条第20号：居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合における規程</p>

【予算 10件】

- 1 議案第23号 平成30年度土浦市一般会計予算
- 2 議案第24号 平成30年度土浦市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 3 議案第25号 平成30年度土浦市駐車場事業特別会計予算
- 4 議案第26号 平成30年度土浦市国民健康保険特別会計予算
- 5 議案第27号 平成30年度土浦市後期高齢者医療特別会計予算
- 6 議案第28号 平成30年度土浦市介護保険特別会計予算
- 7 議案第29号 平成30年度土浦市下水道事業特別会計予算
- 8 議案第30号 平成30年度土浦市農業集落排水事業特別会計予算
- 9 議案第31号 平成30年度土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計予算
- 10 議案第32号 平成30年度土浦市水道事業会計予算

☆予算総括表

(単位:千円)

会計別		平成30年度	平成29年度	比較
一般会計		51,080,000	53,810,000	△ 2,730,000
特別会計	公共用地先行取得事業	622,756	438,530	184,226
	駐車場事業	166,604	258,621	△ 92,017
	国民健康保険	15,834,331	18,891,354	△ 3,057,023
	後期高齢者医療	1,657,824	1,521,977	135,847
	介護保険	11,238,934	10,838,543	400,391
	下水道事業	4,812,538	4,838,477	△ 25,939
	農業集落排水事業	138,391	118,836	19,555
	土浦駅前北地区市街地再開発事業	514,699	968,160	△ 453,461
	水道事業	4,893,923	5,285,502	△ 391,579
特別会計計		39,880,000	43,160,000	△ 3,280,000
合計(全会計)		90,960,000	96,970,000	△ 6,010,000

一般会計歳入歳出予算

(単位:千円)

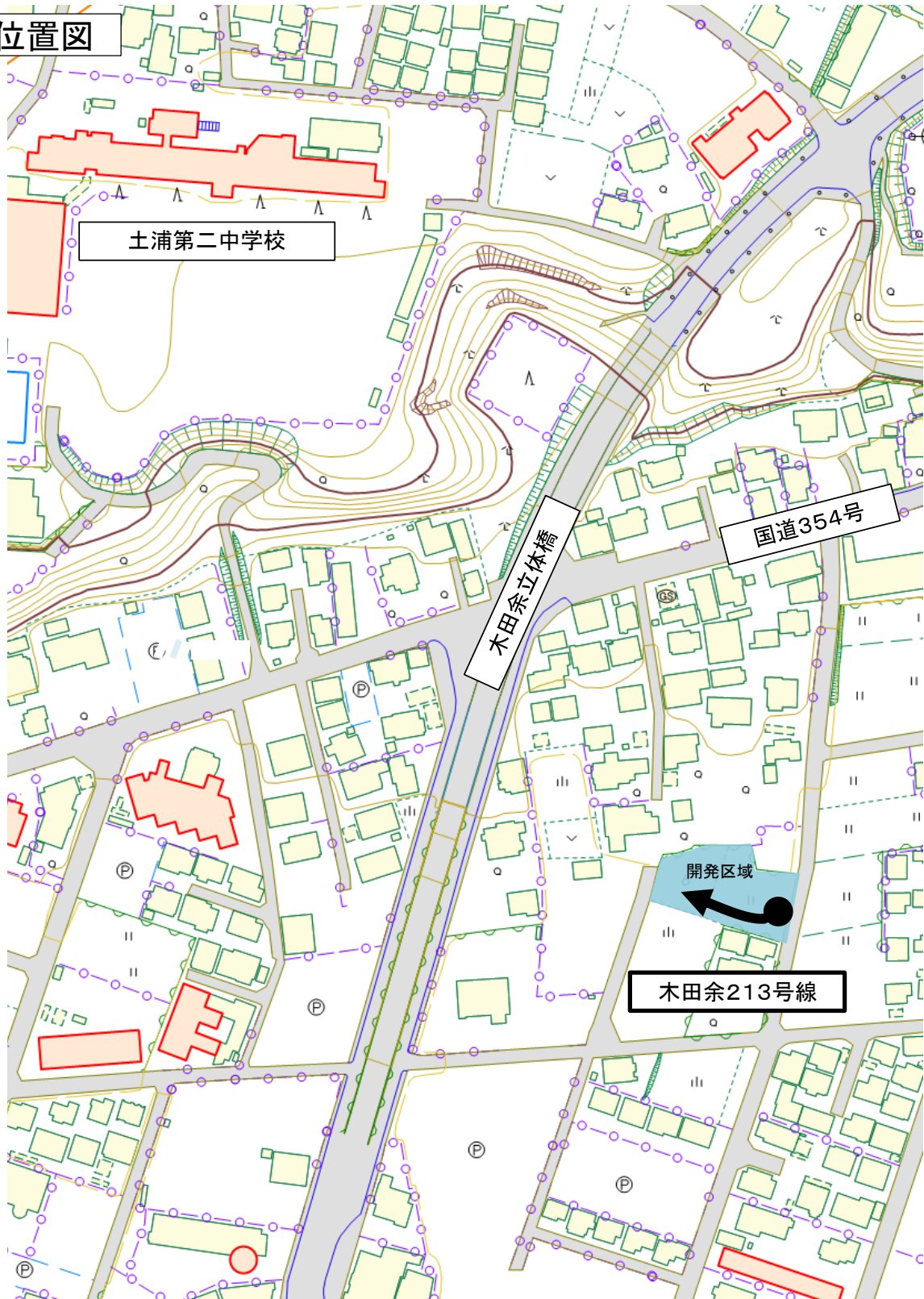
区 分		平成30年度	平成29年度	比 較
歳 入	市税	22,397,642	22,452,921	△ 55,279
	地方譲与税	458,582	472,770	△ 14,188
	各県税交付金	2,768,147	2,726,782	41,365
	地方特例交付金	92,915	89,109	3,806
	地方交付税	3,943,424	4,281,319	△ 337,895
	分担金及び負担金	761,899	669,623	92,276
	使用料及び手数料	1,370,048	1,203,644	166,404
	国庫支出金	7,617,978	8,572,544	△ 954,566
	県支出金	3,309,531	3,212,198	97,333
	財産収入	135,455	87,090	48,365
	寄付金	325,003	200,003	125,000
	繰入金	920,586	901,961	18,625
	繰越金	1	1	0
	諸収入	1,199,016	1,366,385	△ 167,369
	市債	5,737,640	7,532,090	△ 1,794,450
	その他	42,133	41,560	573
合 計		51,080,000	53,810,000	△ 2,730,000
歳 出	議会費	363,292	373,860	△ 10,568
	総務費	4,833,279	4,612,850	220,429
	民生費	19,205,032	18,873,010	332,022
	衛生費	5,803,205	5,941,635	△ 138,430
	農林水産業費	562,944	573,376	△ 10,432
	商工費	826,821	823,987	2,834
	土木費	7,101,332	6,879,183	222,149
	消防費	1,822,890	1,908,579	△ 85,689
	教育費	5,038,729	8,581,534	△ 3,542,805
	公債費	5,448,070	5,185,315	262,755
	災害復旧費	4,406	6,671	△ 2,265
	予備費	70,000	50,000	20,000
合 計		51,080,000	53,810,000	△ 2,730,000

【市道の認定等 3件】

1 議案第33号 市道の路線の認定について

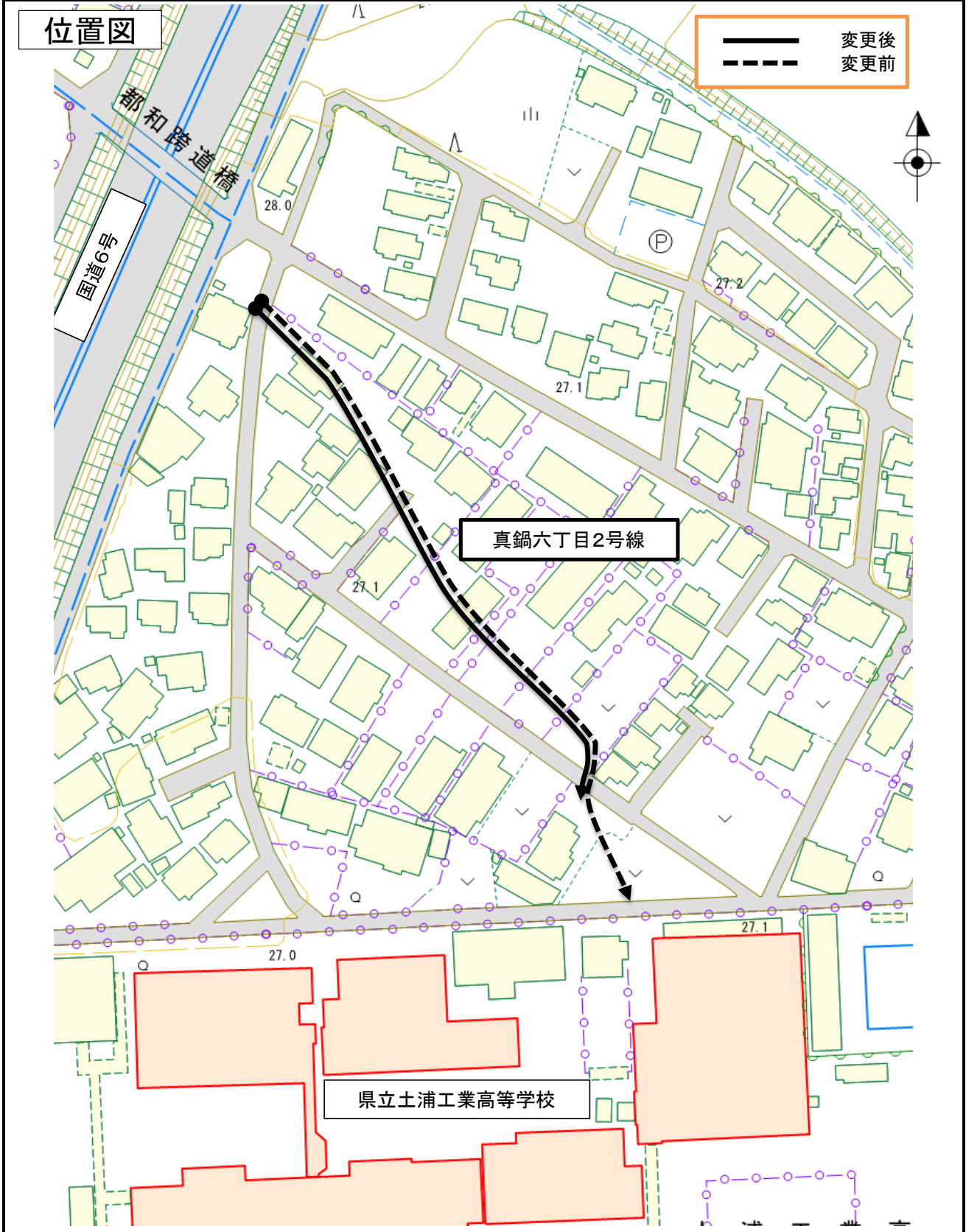
1	木田余 213 号線	概要	民間会社の開発行為に伴う新設
		延長	24.41m
		幅員	5.00m～9.80m

位置図



## 2 議案第34号 市道の路線の変更について

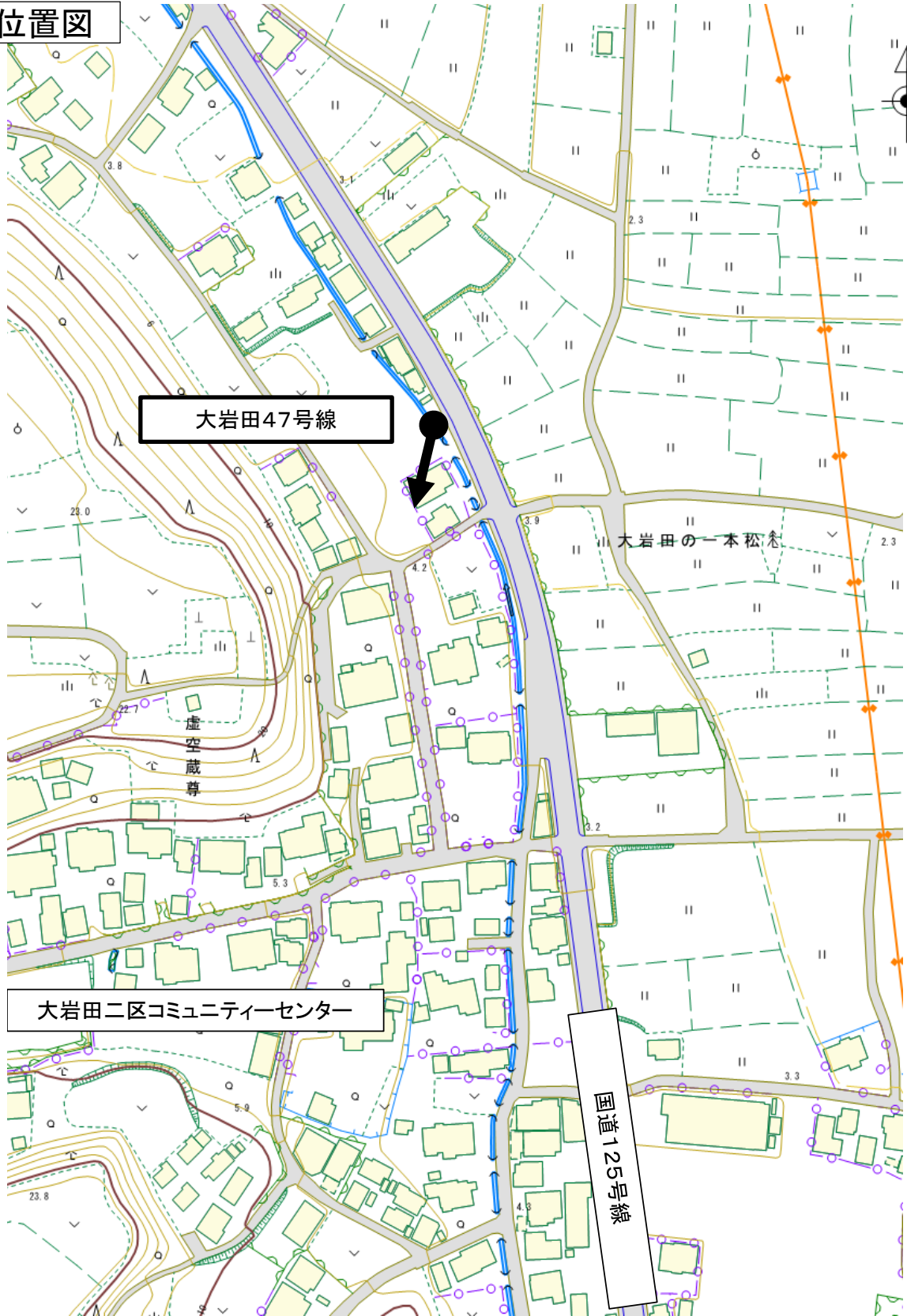
1	真鍋六丁目2号線	概要	用途廃止による変更	
			変更前	変更後
		延長	182.08m	158.08m
		幅員	0.00m~0.00m	0.00m~0.00m



### 3 議案第35号 市道の路線の廃止について

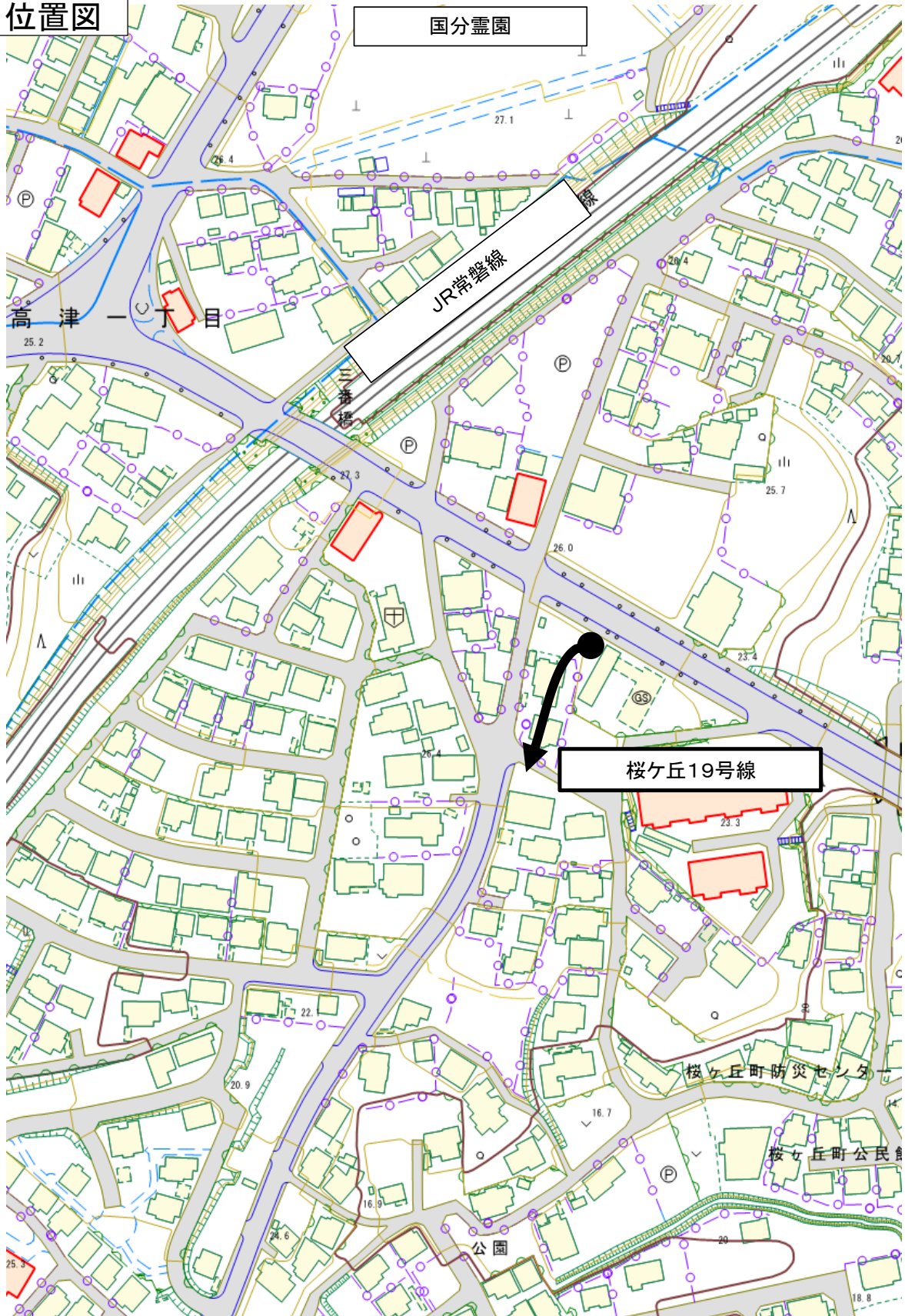
1	大岩田47号線	概要	現況及び公図上に存在しない未供用道路の廃止
		延長	34.20m
		幅員	0.00m

#### 位置図



2	桜ヶ丘 19 号線	概要	付替えにより現道がなくなった認定道路の廃止
		延長	53.34m
		幅員	1.20m

**位置図**





## 【訴えの提起 2件】

### 1 議案第36号 訴えの提起について

市営住宅の滞納家賃の納付及び明渡しを求める訴え(和解を含む)の提起

#### 【参考】

##### 地方自治法 第96条

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(第12号以外は省略)

十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決(行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において同じ。))に係る同法第十一条第一項(同法第三十八条第一項(同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。))又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。))の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟(以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。))に係るものを除く。)、和解(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。)、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

#### 訴訟対象者

	住 宅 名	入 居 者	年 齢	住 所	滞納金額 (H30.1.16現在)	
					月数	(円)
1	中村住宅	女性	48	土浦市	21	372,900
2	大岩田住宅	男性	30	土浦市	12	271,200
3	西板谷住宅	女性	59	土浦市	21	664,700

## 2 議案第37号 訴えの提起について

普通財産の未払賃料及び明渡しまでの賃料相当損害金の納付並びに明渡しを求める訴え(和解を含む)の提起

### 訴訟対象者

物件	A棟	B棟
所在	土浦市荒川沖東二丁目798番25	土浦市荒川沖東二丁目798番33
種類	店舗	店舗
構造及び床面積	軽量鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺1階建 32.40㎡	軽量鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺2階建 32.40㎡ (1階部分16.2㎡を転賃)
賃借人 (転賃人)	組合 代表者(副会長) 土浦市 男性 土浦市 男性	
未払賃料	3,805,400円 【内訳】 平成26年度分 1,083,800円 平成27年度分 1,360,800円 平成28年度分 1,360,800円	
転借人	牛久市 男性	土浦市 女性

### 【請求の趣旨】

賃借人 (転賃人)	組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物A棟及びB棟を明け渡すこと。</li> <li>・未払賃料3,805,400円及び平成29年4月1日から契約解除の効力が生じた平成30年1月10日までの分の賃料1,057,180円の賃料合計4,862,580円並びに同金員に対する平成30年1月11日から支払済みまでの年5分の割合による遅延損害金を支払うこと。</li> <li>・平成30年1月11日から建物A棟明渡し済みまで、転借人と連帯して、1か月当たり金75,600円の割合による賃料相当損害金を支払うこと。</li> <li>・平成30年1月11日から建物B棟のうち1階部分明渡し済みまで、転借人と連帯して、1か月当たり金37,800円の割合による賃料相当損害金を支払うこと。</li> <li>・平成30年1月11日から建物B棟のうち2階部分明渡し済みまで、1か月当たり金37,800円の割合による賃料相当損害金を支払うこと。</li> </ul>
転借人	牛久市 男性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物A棟を明け渡すこと。</li> <li>・平成30年1月11日から建物A棟明渡し済みまで、賃借人(転賃人)と連帯して、1か月当たり金75,600円の割合による賃料相当損害金を支払うこと。</li> </ul>
	土浦市 女性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物B棟のうち1階部分を明け渡すこと。</li> <li>・平成30年1月11日から建物B棟のうち1階部分明渡し済みまで、賃借人(転賃人)と連帯して、1か月当たり金37,800円の割合による賃料相当損害金を支払うこと。</li> </ul>

## 平成30年第1回市議会定例会追加議案

### 【補正予算 9件】

- 1 議案第38号 平成29年度土浦市一般会計補正予算（第6回）
- 2 議案第39号 平成29年度土浦市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1回）
- 3 議案第40号 平成29年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算（第2回）
- 4 議案第41号 平成29年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
- 5 議案第42号 平成29年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
- 6 議案第43号 平成29年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第3回）
- 7 議案第44号 平成29年度土浦市下水道事業特別会計補正予算（第3回）
- 8 議案第45号 平成29年度土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計補正予算（第3回）
- 9 議案第46号 平成29年度土浦市水道事業会計補正予算（第2回）

### ☆予算総括表

（単位：千円）

会計別		補正前	補正額	補正後
一般会計		55,096,925	446,790	55,543,715
特別会計	公共用地先行取得事業	438,530	209,232	647,762
	駐車場事業	376,541	△ 9,054	367,487
	国民健康保険	18,881,589	△ 213,272	18,668,317
	後期高齢者医療	1,520,216	67,086	1,587,302
	介護保険	10,945,350	△ 298,468	10,646,882
	下水道事業	4,834,387	△ 78,975	4,755,412
	土浦駅前北地区市街地再開発事業	969,242	△ 55,165	914,077
	水道事業	5,280,614	1,467	5,282,081
特別会計計		43,365,305	△ 377,149	42,988,156
合計（全会計）		98,462,230	69,641	98,531,871

## 一般会計歳入歳出予算

(単位:千円)

区 分		補正前	補正額	補正後
歳 入	市税	22,452,921	73,075	22,525,996
	地方譲与税	472,770	13,415	486,185
	各県税交付金	2,726,782	9,272	2,736,054
	地方特例交付金	89,109	△ 6,236	82,873
	地方交付税	4,281,319	215,883	4,497,202
	分担金及び負担金	962,395	1,508	963,903
	使用料及び手数料	1,212,189	△ 432	1,211,757
	国庫支出金	9,442,077	△ 164,185	9,277,892
	県支出金	3,346,263	26,482	3,372,745
	財産収入	87,090	10,508	97,598
	寄付金	375,418	3,064	378,482
	繰入金	642,485	△ 399,336	243,149
	繰越金	71,525	824,874	896,399
	諸収入	1,368,632	△ 52,804	1,315,828
	市債	7,524,390	△ 108,298	7,416,092
合 計		55,096,925	446,790	55,543,715
歳 出	議会費	375,033	1,319	376,352
	総務費	4,715,962	463,817	5,179,779
	民生費	18,919,365	147,933	19,067,298
	衛生費	5,977,544	△ 70,508	5,907,036
	農林水産業費	580,006	△ 31,058	548,948
	商工費	823,993	△ 19,052	804,941
	土木費	7,987,970	△ 161,525	7,826,445
	消防費	1,922,845	7	1,922,852
	教育費	8,552,221	△ 178,705	8,373,516
	公債費	5,185,315	294,708	5,480,023
	災害復旧費	6,671	△ 146	6,525
合 計		55,096,925	446,790	55,543,715

### 主な補正予算の内容

- 【歳入】 繰越金の増 824,874 千円  
 地方交付税の増 215,883 千円  
 市債管理基金繰入金の減 △240,000 千円  
 財政調整基金繰入金の減 △138,464 千円  
 荒川沖木田余線整備事業費社会資本整備総合交付金の減 △158,235 千円
- 【歳出】 財政調整基金積立金の増 500,000 千円  
 長期債繰上償還金の増 295,441 千円  
 私立認定こども園運営事業の増 187,716 千円  
 人事院勧告に準拠した給与改定による人件費の増 58,558 千円  
 → (参考) 一般会計と特別会計を合わせた給与改定所用額 62,600 千円  
 荒川沖木田余線 (I 期) 整備事業の減 △266,386 千円

## 平成30年第1回市議会定例会最終日追加議案

【人 事 2件】（最終日：追加議案）

- 1 議案第47号 土浦市教育委員会委員の任命の同意について
- 2 議案第48号 土浦市公平委員会委員の選任の同意について